

令和5年度答申第9号
令和6年 1月26日

松戸市教育委員会
教育長 伊藤 純一様

松戸市個人情報保護審議会
会長 井川 信子 印

個人情報の一部開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

令和4年1月5日付け松教生企第170号をもって諮問のあった個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

松戸市教育委員会は、本件処分を取り消し、改めて、開示決定等すべきである。

2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、令和3年8月4日付け個人情報開示請求書により、松戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）に対して、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号。松戸市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年松戸市条例第46号）による廃止前の条例をいう。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、「私がした松戸市情報公開条例、松戸市個人情報の保護に関する条例に基づく請求、及びその請求に係る処分、審査請求（不作為含む）に関して作成・取得されたもの一切のうち、平成30年7月25日以降に作成・取得されたもの一切。ただし、開示文書は除く。そして、令和3年3月5日付松教生企第〇〇〇号、同日付松教学学第〇〇〇号、3月4日付松教学指〇〇〇〇号、1月18日付松教生ス〇〇号、同日付松教生財第〇〇〇号、1月15日付松教学研〇〇〇号の個人情報開示決定通知書によって特定されたものを除く。」（以下「本件文書」という。）に係る個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

処分庁は、令和3年10月1日付け松教生企第〇〇〇号で、本件文書が条例第11条の3第2項の規定により準用される松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号）第7条第6号に該当するため、本件処分をした。

審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年10月29日付け審査請求書により、松戸市教育委員会教育長（審査庁）に対して、本件審査請求をした。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件処分を取り消して、請求対象文書をさらに特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

(2) 理由

ア 審査請求人は、令和3年10月29日付け審査請求書により、おおむね、次のように主張した。

- ① 本件処分は、条例第11条の3の規定により準用される松戸市情報公開条例第7条第6号に基づくとしているが、条例による非開示は、松戸市情報公開条例第7条の規定の準用によるのではなく、条例第10条第3項第1号ないし第3号である。

また、条例第11条の3の規定とは、同条第2項のことと史料される。

したがって、条例第11条の3の規定により準用される松戸市情報公開条例第10条第3項の規定により、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならないことが規定されているにもかかわらず、条例第10条第3項のいずれの号が適用されるか付記を欠いており、理由付記に不備がある。

- ② 対象個人情報については、本件で特定されたもので尽くされているとは到底考えられない。

松戸市教育委員会が松戸市個人情報保護審議会に提出した資料が特定されていない。松戸市教育委員会が松戸市個人情報保護審議会に提出した資料も存在していると言うべきである。

- ③ 主張書面のうち、「開示書類特定にあたっての主張」については、弁明書に記載すべきである。

松戸市は、対象個人情報や情報公開請求における対象公文書の特定についての弁明を違法に怠ることを繰り返している。

開示書類特定にあたっての主張は、当該審査請求に係る処分における非開示情報を開示してしまうことになるおそれもないことから、開示すべきである。

イ 審査請求人は、令和4年2月7日付け反論書により、おおむね、次のように主張した。

- ① 文書の特定について

弁明書の記載と諮問通知書の記載が一致しない。文書の特定に不備があ

る。

条例上、既に開示したことを理由に、開示請求から除外することはできない。

② 理由付記の不備の違法について

別の開示請求に対する処分で特定することを理由に特定せず開示しないことは条例上許されていない。理由付記を欠いている。

弁明書で明らかにするのではなく、通知書の時点で記載すべきである。原処分を取り消すべきである。

③ 非開示箇所の非開示事由非該当性

特定漏れについて弁明書に記載がない。

関係書類特定に当たっての処分庁の認識及び考え方は、それに対して、審査請求人が反論を行い、条例、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の保障する十分な行政不服審査が実現される。

非開示箇所の情報は、条例第10条第3項第2号の市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるものに該当しない。

④ 条例第11条の3第2項による準用について

非開示は条例第10条第3項第1号ないし第3号により行い、松戸市情報公開条例第7条は準用されない。

⑤ 弁明書の記載について

本件審査請求の対象となる処分は、個人情報開示決定ではない。

⑥ 結語

原処分の非開示情報は、非開示事由には該当しない。

処分庁に改善の附言を出すことを求める。

4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 文書の特定について

審査請求人の開示請求文書は、別紙1から別紙3までの件名欄のとおり特定した。

添付資料の一部は、既に開示した公文書と同一であるため、除いた。

(2) 非開示理由について

主張書面のうち、「開示書類特定にあたっての主張」については、関係書類の特定に当たっての処分庁の認識及び考え方が記載されており、それは、開示決定のプロセスに係るものであり、今後の個人情報開示事務に支障を来すおそれがあるため、開示することにより、市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれがあるものとして、条例第10条第3項第2号に該当する。

なお、条例第10条第3項第2号の適用に関しては、松戸市情報公開条例第7条第6号の規定による、公にすることにより、今次の個人情報開示事務に支障を来すおそれを参照して判断した。

(3) 結論

以上のとおりであるから、本件処分には、何ら違法又は不当な点はなく、取消しの必要はない。

5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例の目的等について

条例は、本市の個人情報の保護に関する基本的事項を定め、もって市の機関の保有する個人情報の適正な管理を図り、市民の基本的人権を擁護することを目的とする（第1条）。

そして、条例は、同条の個人情報の保護に関する基本的事項として、個人情報の取扱いの適正を期する観点から、個人情報の適正管理、収集の規制、利用及び提供の規制等の手続を定め（第5条、第6条、第7条等）、また、個人情報の取扱いは、本人の知り得る状態に置くことが適切であるという観点から、個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利をそれぞれ定めている（第10条、第11条、第11条の2等）。

(2) 個人情報について

個人情報とは、「個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写

真、フィルム若しくは電磁的記録(略)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの」(条例第2条第2号)

(3) 公文書について

公文書とは、「市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録であって、当該市の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該市の機関が保有しているもの」(条例第2条第7号)をいう。

本件文書は、「私がした松戸市情報公開条例、松戸市個人情報の保護に関する条例に基づく請求、及びその請求に係る処分、審査請求(不作為含む)に関して作成・取得されたもの一切のうち、平成30年7月25日以降に作成・取得されたもの一切。ただし、開示文書は除く。そして、令和3年3月5日付松教生企第〇〇〇号、同日付松教学学第〇〇〇号、3月4日付松教学指〇〇〇〇号、1月18日付松教生ヌ〇〇号、同日付松教生財第〇〇〇号、1月15日付松教学研〇〇〇号の個人情報開示決定通知書によって特定されたものを除く。」であり、審査請求人の請求等に応じ、職員が職務上、起草した文書として、開示請求の対象となる公文書に該当する。

(4) 個人情報の記録の開示請求について

条例は、個人情報の開示については、

「第10条 何人も、市の機関に対し、公文書に記録されている個人情報の記録(当該個人のものに限る。)のうち法令の規定により非公開とされているものを除き、その開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の請求をすることができる。

3 市の機関は、第1項の請求があつた場合において、当該請求に係る個人情報の記録が次の各号のいずれかに該当するときは、当該記録を開示しないことができる。

(1) 個人の評価、診断、判定、相談又は選考に関するものであつて、本

人に知らせないことが正当と認められるもの

(2) 開示することにより市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの

(3) その他公益上必要があると市長が審議会の意見を聴いて認めたもの」

と規定している。

(5) 本件処分について

弁明書において、処分庁は、本件処分について、「開示決定のプロセスに係るものであり、今後の個人情報開示事務に支障を来すおそれがあるため、開示することにより、市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれがあるものとして、」一部非開示にした旨を主張している。

当審議会において、処分庁に対して一部開示とした文書の提出を求め、意見聴取とともにインカメラ審議を行ったところ、当該箇所について、上記処分庁の主張する一部非開示とする理由に該当するものと認めることはできなかった。

次に、審査請求人による、処分庁が開示した主張書面又は資料の取扱いについて（回答）に記載の「資料については、差支えがない」にチェックがされているので、当該資料も存在し、特定すべきである。との主張について、処分庁に対して本件処分に関して特定した文書以外の文書の存在について確認をしたが、当該チェックをつけてはいるが、実際に何らかの資料があるものでない旨の処分庁の説明に特段不自然な点は認められなかった。

(6) 既に開示した文書と重複する文書について

条例第10条第1項は、開示請求権について、「何人も、市の機関に対し、公文書に記録されている個人情報の記録（当該個人のものに限る。）のうち法令の規定により非公開とされているものを除き、その開示を請求することができる。」と規定し、ここで「何人も」とは、市内居住者かどうか、実施機関と利害関係を有しているかどうかなど、一切問わないことをいう。したがって、同一文書について、以前に開示請求し、開示決定を受けたかどうか等の履歴は、その後の開示請求について影響しない。

しかしながら、処分庁による本件文書の特定については、本件開示請求において、「・・・一切。ただし、開示文書は除く。そして、令和3年3月5日付松教生企第〇〇〇号、同日付松教学学第〇〇〇号、3月4日付松教学指〇〇〇号、1月18日付松教生ス〇〇〇号、同日付松教生財第〇〇〇号、1

月15日付松教学研〇〇〇号の個人情報開示決定通知書によって特定されたものを除く。」であることからすると、請求の趣旨を踏まえたもので、不合理とはいえず、妥当と判断する。

(7) 裁量的開示等について

審査請求人の主張する裁量的開示については、条例に規定を欠くため適用できない。その他審査請求人は、処分庁の対応等について、種々指摘しているが、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

以上のとおり、処分庁は、本件処分を取り消し、改めて開示決定等をすべきであると判断する。

6 結論

以上により、審議会は、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

当審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

審議会の処理経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|-------------|----------------------|
| 令和 4年 1月 5日 | 諮問書の受理 |
| 令和 5年10月 5日 | 第1回審議会（諮問の報告・審議） |
| 令和 5年11月16日 | 第2回審議会（審議） |
| 令和 5年12月21日 | 第3回審議会（審議・意見陳述・理由説明） |
| 令和 6年 1月26日 | 第4回審議会（審議） |